

○一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設大規模改修市町特別負担金規則

令和7年2月17日  
一部事務組合下田メディカルセンター規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、一部事務組合下田メディカルセンター規約（一部事務組合下田メディカルセンター規約（平成24年自行第19号。以下「規約」という。）第13条の規定により、一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の大規模改修に関し、規約第12条第2項に規定する関係市町の特別負担金（以下「負担金」という。）算定等に関する事項を定めるものとする。

(負担金の支弁目的)

第2条 この負担金は、介護老人保健施設の改修経費に支弁するものとし、介護老人保健施設の業務を維持継続させることを目的とする。

(負担割合の算定)

第3条 規約第12条第2項で規定する表中の経費区分のうち、規約第3条第3号で規定する経費の負担割合は、次の各号により算定し、利用者割り100%とする。

(1) 介護老人保健施設の開所の日から令和5年度までの間における関係市町の長期入所者数、関係市町の短期入所者数及び平成25年度から令和5年度までの関係市町の通所者数により算定する。

(2) 前号にかかる算定賦課率は、長期入所者割り70%、短期入所者割り10%、通所者割り20%として算定する。

(負担金の額等)

第4条 負担金は、介護老人保健施設の大規模改修に要する経費の額に前条により算定された負担割合を乗じて得た額とする。

2 負担金の納付の時期及び回数は、別に定める。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、令和10年3月31日をもって廃止する。